

—都税についてのお知らせ—

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和3年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班 (板橋都税事務所 償却資産班 03-3963-2436)
申告期限	令和3年2月1日(月)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 ハイシヨク (左記電話番号につながらない場合: ☎03-5521-0019)

9:00～17:00 (土・日・休日、年末年始 12/29～1/3 を除く)

エルタックス

検索

